

奈良県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 山陵石川線
- 三 道路の区域

| 路線<br>番号 | 区<br>間                                 | 敷地の幅員<br>メートル    | 延<br>長<br>メートル | 備<br>考 |
|----------|--|------------------|----------------|--------|
| 2 0 8    | 橿原市石川町三三三<br>番三先から<br>橿原市石川町四二五<br>先まで | 六・〇<br>）<br>一七・〇 | 四〇九・一          |        |